

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省
関係告示の整備等に関する告示案及びサンプリング補助者講習規程（案）について
（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「改正法」という。）第2条及び第3条の一部の施行に伴い、かつ、令和8年度化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ（令和8年6月5日）を踏まえ、厚生労働省関係告示について所要の規定の整備等を行うとともに、「サンプリング補助者講習規程」を制定するものである。

2. 改正等の概要

- 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示案

（1）作業環境測定士規程（昭和51年労働省告示第16号）の一部改正等

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案（令和8年10月1日施行予定。以下「整備省令案」という。）において、指定作業場について労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第65条の3第1項又は第3項の規定により行うデザイン及びサンプリングは、作業環境測定士のうち、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについての講習を受け、作業環境測定士名簿への登録を受けているものに実施させなければならないこととされた。

上記を踏まえ、作業環境測定法（昭和50年法律第28号。以下「作環法」という。）に規定する登録講習機関の講習科目として、作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るものを追加する等の改正を行う。

また、この改正を踏まえ、及び整備省令案において個人ばく露測定に関する講習機関に係る手続等を見直すこととしていることに伴い、個人ばく露測定講習規程（令和6年厚生労働省告示第93号）を廃止する。

（2）作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）の一部改正

改正法により安衛法第65条の3が新設され、同条第4項において、同条第1項から第3項までの規定による作業環境測定は、作業環境測定基準に基づいて行わなければならないこととされたことに伴い、安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定による作業環境測定に係る基準を以下のとおり定める。

① 安衛法第65条の3第3項の規定による作業環境測定に係る基準

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年指針公示第24号。以下「技術上の指針」という。）を参考に、以下の項

目を含んだ基準とする。

- ・ 労働者の身体に試料採取機器を装着する
- ・ 試料採取機器の採取口は、労働者の呼吸する空気中のリスクアセスメント対象物の濃度を測定するために最も適切な部位に装着する
- ・ 試料採取機器の装着は、均等ばく露作業ごとに、作業内容等に応じた適切な数の労働者に対して行う
- ・ 試料の採取時間については、作業日ごとに労働者が作業に従事する時間のうち作業内容や基準値の種類等に応じた適切な時間とする
- ・ 測定頻度については、測定された濃度等に応じ、適切な頻度とする
- ・ 濃度基準値が設定されている物質は、技術上の指針に定める試料採取方法及び分析方法により測定を行い、それ以外の物質は、測定する物質に応じた適切な試料採取方法及び分析方法により測定を行う

② 安衛法第 65 条の 3 第 1 項の規定による作業環境測定に係る基準

第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（令和 4 年厚生労働省令第 91 号。以下「第三管理区分告示」という。）、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和 2 年厚生労働省告示第 286 号。以下「金属アーク溶接等濃度測定告示」という。）を参考に、①に準じた基準とする。

③ 安衛法第 65 条の 3 第 2 項の規定による作業環境測定に係る基準

安衛法第 65 条第 1 項の規定による作業環境測定と同程度の測定精度が必要であることから、同項に係る基準と同様の基準とする。

(3) 金属アーク溶接等濃度測定告示等の一部改正

(2) ②の改正を踏まえ、金属アーク溶接等濃度測定告示のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）第 38 条の 21 第 2 項及び第 4 項の測定方法について定めた部分を削除し、第三管理区分告示のうち、個人ばく露測定の測定方法について定めた部分を削除する。

(4) その他所要の改正を行うとともに、必要な経過措置を定める。

○ サンプルング補助者講習規程（案）

改正法により作環法第 4 条第 3 項が新設され、作業環境測定士は、個人ばく露測定のうちサンプルング又は分析の業務であって厚生労働省令で定めるものを行う場合には、厚生労働省令で定める者に補助させることができることとなった。

これを受け、整備省令案において、指定作業場について行う個人ばく露測定のうち、サンプルングの業務の補助者については、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う個人ばく露測定のサンプルングに関する補助者の講習（以下「サンプルング補助者講習」という。）を修了した者とされ、サンプルング補助者講習を行う講習機関の登録等に係る手続等が整備される予定である。

これを踏まえ、当該機関による講習の細目についての規定を整備する。

3. 根拠条項

- 改正法による改正後の安衛法第 65 条の 3 第 4 項
- 整備省令案による改正後の有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）第 28 条の 3 の 2 第 4 項第 1 号ロ、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）第 52 条の 3 の 2 第 4 項第 1 号ロ、特化則第 36 条の 3 の 2 第 4 項第 1 号ロ並びに第 38 条の 21 第 7 項及び第 9 項並びに粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）第 26 条の 3 の 2 第 4 項第 1 号ロ
- 作業環境測定法施行規則（昭和 50 年労働省令第 20 号）第 30 条及び整備省令案による改正後の作業環境測定法施行規則第 51 条の 12 第 1 項第 2 号

等

4. 適用期日等

- 告示日：令和 8 年 8 月上旬（予定）
- 適用期日：令和 8 年 10 月 1 日